

# 鈴鹿市ふるさと就職者等雇用支援補助金

## 1 目的

人材不足に悩む市内の中小ものづくり企業・建設企業が、市外・県外から若い人材を雇用した場合に、当該労働者が本市へ移住する際の費用の一部を支援することにより、金銭的負担を軽減し移住しやすい環境を整えることで、企業本来の魅力や競争力を生かした人材獲得を促進し、人材の確保と定着を図る。

## 2 内容

### (1) 対象者の要件（申請要件）

- ・市外からの移住を伴った市内在住の40歳未満の若年労働者（以下、対象労働者という）を正規職員として雇用した、市内に本社、または主たる事業所を有する中小ものづくり企業・建設企業であること
- ・対象労働者を雇用してから3か月が経過していること。（申請期限：申請可能日から半年以内）

### (2) 対象費用

- ・対象労働者が引越し業者等に依頼した移送にかかる費用
- ・対象労働者が居住するアパート、マンションなど（但し、社宅を除く）の賃貸借にかかる移住費用（引越費用、保証料および仲介手数料等）

(3) 補助金額 20万円以内（ただし、上記対象費用の2分の1を上限とします。）

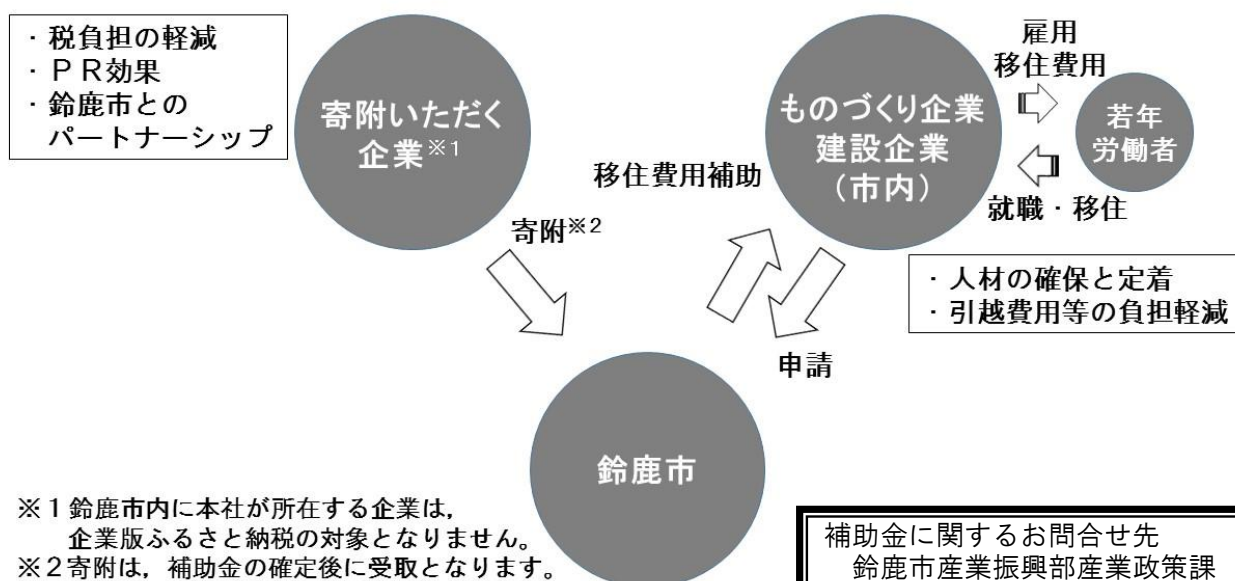
### (4) 申請手続

- ・所定の書式により、申請書、雇用証明書、対象費用の挙証資料（移送見積書、領収書原本、契約書原本など）、対象者の住民票を添付して産業政策課に申請

3 予算額 2,000,000円

4 財源 地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）による寄附を募ります。  
（1企業あたり10万円以上）

※補助金と寄附のイメージ図



※1 鈴鹿市内に本社が所在する企業は、企業版ふるさと納税の対象となりません。  
※2 寄附は、補助金の確定後に受取となります。

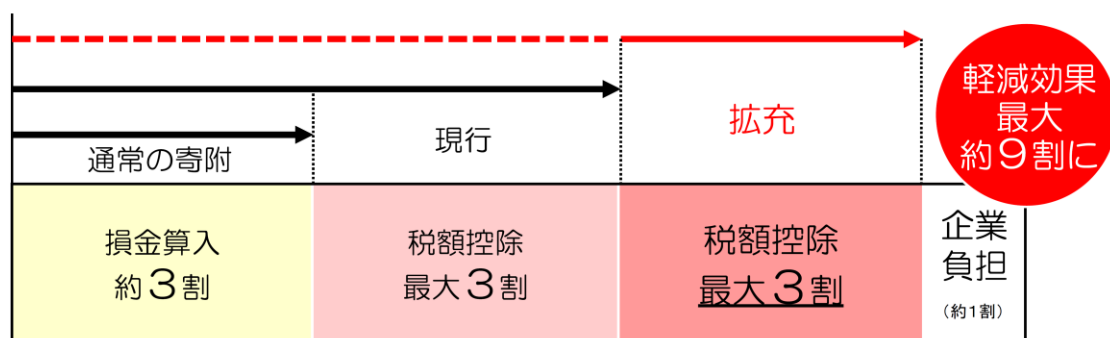
補助金に関するお問合せ先  
鈴鹿市産業振興部産業政策課  
雇用経済政策グループ  
TEL 059-382-8698  
Fax 059-382-0304

## 企業版ふるさと納税の大幅な見直し（令和2年度～）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減  
 ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

### 制度活用にあたっての留意事項

(従来どおり)

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。  
 例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。  
 この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。  
 例：A県B市に本社が所在 ⇒ A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
  - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
  - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村\*
 ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など